

(参考)

○ 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）（抄）（新旧対照条文）

（傍線部分は改正部分）

改正後 「平成二十三年六月一日公布・施行」	改正前
<p>東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令</p> <p>（特定非常災害の指定）</p> <p>第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第六条第一項において同じ。）を指定し、同日を同項の特定非常災害発生日として定める。</p> <p>（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。</p> <p>第三条（略）</p> <p>（法第六条の政令で定める地区及び期日）</p> <p>第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第一百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域（東京都の区域を除く。）とする。</p> <p>2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、</p>	<p>平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令</p> <p>（特定非常災害の指定）</p> <p>第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を指定し、同年三月十一日を同項の特定非常災害発生日として定める。</p> <p>（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第五条までに規定する措置を指定する。</p> <p>第三条（略）</p> <p>（新設）</p>

平成二十六年二月二十八日とする。